

東労基発 0608 第 1 号
令和 2 年 6 月 8 日

一般社団法人 東京建設業協会
会長 殿

東京労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施や安全衛生委員会の開催等に係る対応について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、貴団体におかれましても了知いただくとともに、傘下会員事業者への周知、また、元請事業者を通じて下請事業者への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A」（企業の方向け）にも掲載されておりますことを申し添えます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法(第 66 条第 1 項)に基づく以下の健康診断については、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が求められています。

また、令和 2 年 6 月末までに実施することが求められているものについては、実施時期を延長して差し支えないこととしていますが、実施時期を延期したもののについては、できるだけ早期に実施していただくこととし、令和 2 年 10 月末までの実施が原則となります。

なお、健康診断実施機関の予約が取れないなどの事情により、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立

て、それに基づき実施する必要があります。

- ①雇入時の健康診断(安全衛生規則第43条)
- ②定期健康診断(安全衛生規則第44条)
- ③特定業務従事者の健康診断(安全衛生規則第45条)
- ④海外派遣労働者の健康診断(安全衛生規則第45条の2)
- ⑤給食従業員の検便(安全衛生規則第47条)

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法(第66条第2項)に基づく以下の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として実施が求められるものとなりますが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をするなどにより、いわゆる、「三つの密」を避けて十分な感染防止措置を講じた上で実施する必要があります。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合で、令和2年6月末までに実施することが求められているものについては、実施時期を延長して差し支えないこととしています。

なお、一般健康診断同様に、実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施していただくこととし、令和2年10月末までの実施が原則となります。

また、健康診断実施機関の予約が取れないなどの事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

- ①有機溶剤等健康診断(有機則第29条)
- ②特定化学物質健康診断(特化則第39条、同則別表第3、第4)
- ③四アルキル鉛健康診断(四アルキル則第22条)
- ④鉛健康診断(鉛則第53条)
- ⑤電離放射線健康診断(電離則第56条)
- ⑥緊急時電離放射線健康診断(電離則第56条の2)
- ⑦高気圧業務健康診断(高圧則第38条)
- ⑧除染等電離放射線健康診断(除染電離則第20条)
- ⑨石綿健康診断(石綿則第40条)
- ⑩歯科医師による健康診断(安衛則第48条)
- ⑪じん肺健康診断(じん肺法第7条から第9条の2)

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととします。